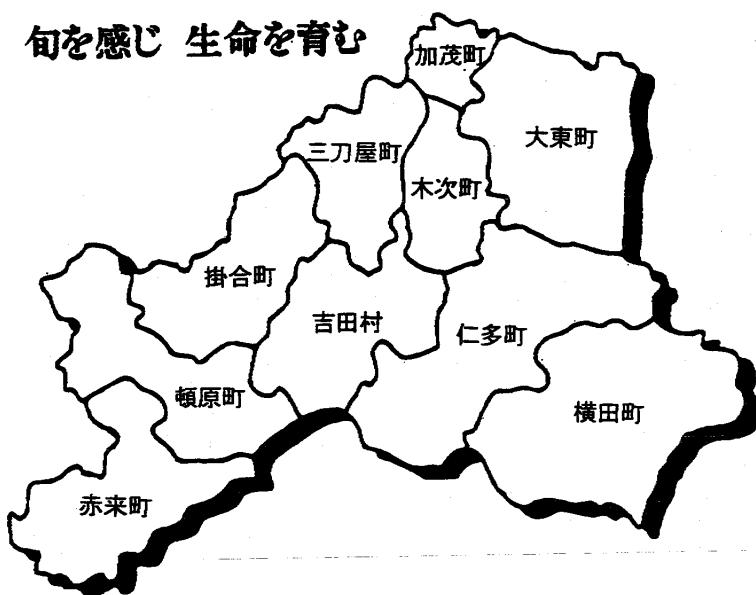


## 雲南広域連合広域計画



— 平成13年12月改訂 —

島根県雲南広域連合

## 目 次

広域計画策定にあたり .....	1
I 序論 .....	3
1 広域計画策定の趣旨 .....	3
2 広域計画の役割 .....	3
3 広域計画の区域 .....	3
4 広域計画の期間及び変更 .....	3
II 基本計画 .....	5
1 ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に 必要な連絡調整に関する事務 .....	5
(1) 経緯 .....	5
(2) 現状と課題 .....	6
(3) 今後の方針と施策 .....	8
2 介護保険の実施に係る基本方針に関すること .....	17
(1) 経緯 .....	17
(2) 現状と課題 .....	18
(3) 今後の方針と施策 .....	19
3 広域的に行う事務の調査研究に関すること .....	25
(1) 経緯 .....	25
(2) 現状と課題 .....	25
(3) 今後の方針と施策 .....	26

## 広域計画策定にあたり

仁多郡仁多町及び横田町、大原郡大東町、加茂町及び木次町並びに飯石郡三刀屋町、吉田村、掛合町、頓原町及び赤来町の雲南三郡10町村（以下「関係町村」という。）は、平成11年8月1日に雲南広域連合（以下「広域連合」という。）を設立した。

平成6年7月、過疎化、高齢化が急速に進行している雲南地域の課題と広域的な取組について調査検討を行うため、島根県と関係町村で「雲南地域振興協議会」を設立し、平成8年11月には、地域振興を図るために、「ゆうきの里雲南」基本構想を策定した。

そして、この基本構想を実践するため、雲南地域振興協議会を「雲南広域振興協議会」に改組し、平成9年4月木次合同庁舎内に事務局を設置し、職員を配置した。

また、新たな業務として介護保険事業の共同実施の提案があり、関係町村の話し合いと先進地視察の実施など十分な検討のもとで、介護保険事業の共同実施及び広域的な地域振興を図るため、共通の認識と理解に立ち、地域の一体的な発展と簡素で効率的な広域行政をめざして、広域連合を設立することとした。

更に、松江地区広域市町村圏に編入されていた仁多郡2町及び大原郡3町と、出雲地区広域市町村圏に編入されていた飯石郡5町村のあわせた10町村で、平成13年4月、新たに「雲南地区広域市町村圏」を設立するとともに、「雲南地区ふるさと市町村圏」の指定を受け、広域的な地域振興策を展開していくこととした。

豊かな自然と神話に彩られたこの地域は、地理的、社会的条件が類似し、古くから交通、産業等において密接な関係を有し、広域消防、病院事業、屎尿処理事業など多くの行政事務を関係町村が共同して実施しており、連帶意識も強固なものとなっている。

広域連合は、関係町村個々の伝統や特性を尊重しながら、多様化、高度化

する行政ニーズに適切かつ効率的に対応するとともに、地方分権の受け皿として足腰の強い広域行政システムを整備する。

このため、広域連合と関係町村が雲南広域連合規約に基づき処理する事務について、「経緯」、「現状と課題」及び「今後の方針と施策」を明らかにする広域計画を定め、この地域の一体的な発展を進めていく。

## I 序論

### 1 広域計画策定の趣旨

雲南広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域連合の事務に関し、雲南広域連合規約（平成11年県指令地第4号。以下「規約」という。）第5条に掲げる次の項目について、広域連合が処理する事務及び関係町村が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務を総合的かつ計画的に処理するために策定する。

- （1）ゆうきの里雲南基本構想を踏まえたふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務。
- （2）介護保険の実施に係る基本方針に関すること。
- （3）広域的に行う事務の調査研究に関すること。

### 2 広域計画の役割

広域計画で定めようとする項目に関する事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第2項の規定に基づき、関係町村の基本構想及び他の法律の規定による諸計画との調和を図りながら、広域連合が処理する事務及び関係町村が処理する事務を明確にし、また、広域連合の事務と関係町村の広域的事務の総合的かつ計画的な処理とその連絡調整を行うための広域計画とする。

### 3 広域計画の区域

広域計画の区域は、規約第3条で規定する広域連合の区域（仁多郡、大原郡及び飯石郡の10町村の区域）とする。

### 4 広域計画の期間及び変更

広域計画の期間は、平成12年度から平成16年度までの5年間とし、計画期間の満了前に見直しを行い、その後5年間を単位とする新たな広

域計画を策定する。

また、広域計画の変更は、雲南広域連合長が必要と認める場合に、雲南広域連合議会の議決を経て行うこととする。

## II 基本計画

### 1 ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務

#### (1) 経緯

この雲南地域は、昭和40年から昭和45年までの間は、県の広域行政の単位として位置付けられていたが、その後、仁多郡及び大原郡が松江地区広域市町村圏に、飯石郡が出雲地区広域市町村圏に編入され、また、平成元年には出雲地区が、平成7年には松江地区がそれぞれ、ふるさと市町村圏の指定を受けるなど、平成12年度までは、異なる二つの広域行政の枠組みの中で広域的地域振興策を展開してきた。

その一方で、病院、消防、環境衛生等の行政事務については、一部事務組合や各種の協議会等を設立し、二つの広域市町村圏をまたぐ形で共同処理が行われてきた。

このような背景のもと、雲南地域は中核都市から離れた中山間地域にあって、過疎化、高齢化、少子化が急速に進み、産業、保健、医療、福祉等の多くの分野で問題が顕在化してきている。

この多様な課題を解決していくためには、同じような状況に置かれている雲南10町村が、町村の枠を越えて一体となって共通課題に取り組み、広域的な地域振興を図ることが効果的であり、現実的である。

このため、関係町村は、平成6年7月に「中山間地域活性化広域的振興事業」を導入し、雲南地域の課題と広域的な取組について調査検討を行い、各町村の独自性を尊重し、その魅力を活かすとともに、各町村が一つになって直面する課題を克服し、21世紀において活力ある雲南地域を実現させることを目標として、平成8年11月に地域振興を図るために「ゆうきの里雲南」基本構想を策定した。

「雲南地区ふるさと市町村圏計画」は、「ゆうきの里雲南」基本構想を踏まえた計画とし、雲南地域を統一するキャッチフレーズを、

旬を感じ 生命を育む ゆうきの里雲南

と名付け、「ものづくり」、「イメージづくり」、「安心づくり」及び「人づくり」の4本の柱を立て、広域的地域振興施策を展開していくこととする。

## (2) 現状と課題

「ゆうきの里雲南基本構想」を踏まえた「雲南地区ふるさと市町村圏計画」は、圏域の総合的な振興の指針としての役割を有しており、県及び関係町村の計画との整合性を図りながら、関係町村と広域連合が果たすべき役割を明確にし、推進していく必要がある。

広域連合が事業を行う区域は島根県全面積の17.8%を占めるほどの広範囲であり、経済圏域や住民の日常生活圏域は多様化しており、松江圏域や出雲圏域と密接な関連を有する町村もある一方、飯石郡の南部の町では、主として県外を経済圏域等としていることなどから、「雲南地区ふるさと市町村圏計画」の実践に当たっては、これらの状況を踏まえて、関係町村や関係機関等と十分に協議を行う必要がある。

現在、地域内には14の一部事務組合が設置されており、広域消防、病院及び農業共済事業は関係町村の10町村で構成しているが、し尿処理事業は関係町村の10町村と圏域外の町とで構成している。

火葬事業は、仁多郡は郡内2町で一部事務組合を設立し、飯石郡の1町は単独で、その他の町村は圏域外の町とで一部事務組合を設立し、処理を行っている。

ごみ処理事業は、仁多郡の2町、大原郡の3町と三刀屋町、また、その他の飯石郡の町村は2町村と2町に区分され、それぞれの構成で地域内に4つの一部事務組合が設置され、細分化し運営されている。

その他の水道事業、下水道事業及び情報通信事業は、木次町や三刀屋町などの近隣町で一部事務組合を設立し、運営されているが、他の町村では単独で運営されている。

また、国民宿舎を運営する一部事務組合が2町村で組織され、奨学金の貸付けをする一部事務組合が郡で組織されているなど、処理する事業により構成する町村が複雑になっていることから、関係町村、圏域外の町及び14の一部事務組合と十分な協議調整を行い、今後の地方分権の進展にあわせ一部事務組合の複合化、統合化を図り、効率的な行政運営を実現する必要がある。

また、関係町村は、平成6年7月に、中山間地域活性化広域的振興事業を導入し、雲南地域の課題と広域的な取組について調査検討を行い、その結果、平成8年11月には、将来的に雲南地区広域市町村圏の創設をめざして、関係町村が一体となって雲南地域の振興を図るため、ゆうきの里雲南基本構想を策定した。そして、平成11年8月には、ゆうきの里雲南基本構想の推進と介護保険事業の共同実施を目的として、広域市町村圏やふるさと市町村圏における広域行政機構の役割を担うことのできる広域連合を設立したところであり、こうした広域的地域振興や広域行政への取組を通じて、関係町村の連携は一層強まっている。

一方、県の行政機関は、概ね雲南地域を所管区域としているほか、農業協同組合の広域合併によるJA雲南の誕生や二次医療圏として雲南医療圏が創設されるなど、雲南地域の一体性が重視されてきており、加えて、平成8年10月の島根県地方分権・行財政改革審議会の最終答申においても、「雲南地域を地方機関の基本的な配置単位と考えるのが適当である。なお、雲南地域において、将来的に独立した広域市町村圏が創設されるよう条件整備が図られることが望まれる。」との指摘を受けた。

さらに、この地域は、過疎化、高齢化、少子化が急速に進み、多くの分野で共通の課題を有しており、同じような状況にある関係町村が一体となって課題に取り組むことで、事務の効率化、高度化する行政ニーズに対応するため、平成13年4月「雲南地区広域市町村圏」を創設するとともに、「雲南地区ふるさと市町村圏」の指定を受け、雲南地区の広域的地域振興策を今後推進していく。

### (3) 今後の方針と施策

#### [基本方針]

雲南地区ふるさと市町村圏計画の基本理念である「ゆうきの里 雲南」のキャッチフレーズ「旬を感じ 生命を育む」は、旬を感じることでできる豊かな自然を有し、伝統技術と健康を支えるおいしい農産物を育んできた雲南地域において、それぞれの町村が持ち味を活かしながら有機的に連携し、ここに住む人々が誇りを持ってゆとりのある暮らしを実感できる、人間性豊かな新しい生活の舞台を築き上げることをテーマとしている。このテーマのもとに、この地域の総合的な振興をめざし、広域行政施策の一層の充実、強化を進め、地域住民の福祉向上を図る。

そのため、住民アンケートや住民懇談会等を実施するとともに、関係町村等を通じて、住民ニーズの把握に努め、地域に密着した広域連合の運営を行う。

また、多様化、高度化する住民ニーズに的確に対応するため、関係町村との連携を強化し、その果たすべき役割を適正に分担しながら、地域の様々な文化、観光等の資源の活用を図り、やさしく、豊かに発展するゆうきの里雲南づくりを進める。

平成7年7月から施行された地方分権推進法に基づく地方分権推進計画を受けて、新たに平成12年4月から地方分権一括法が施行され、今後、国から地方への権限委譲が進み、市町村の役割（自己決定・自己責任）が拡大されることとなる。

さらに、地域住民の日常生活圏の拡大により、住民ニーズが多様化、高度化してきている。このため、町村が単独で地方分権の受け皿となるには、多くの人員と経費が必要になるものと予測されているが、町村財政を取り巻く状況は、国の行財政改革等により非常に厳しいものとなっている。

のことから、簡素で効率的な行財政運営の必要性はこれまで以上に大きくなってきており、その中でも、広域行政の推進が急務であり、広域連合の果たすべき役割は、ますます重要になっていくものと考えられる。

この地域では、14の一部事務組合がそれぞれ独自に運営されているが、今後の複雑かつ多様化する行政ニーズに的確に対応するには、既存の一部事務組合では限界があり、地域住民のニーズが反映できる広域連合制度への移行が必要となっている。

町村の厳しい行財政状況の中で、簡素で効率的な行政運営を行うためにも、一部事務組合の複合化、統合化を図る必要があり、現在、関係町村の担当課長や一部事務組合の職員等で組織する「雲南地域一部事務組合統合化調査検討幹事会」を設置し、この幹事会を中心に様々な角度から調査検討を行っている。

さらに、関係町村及び一部事務組合と十分な協議を行い、地域住民の利便性を考慮し、協議の整った一部事務組合からこの広域計画期間のうちに広域連合への複合化、統合化を図ることとする。

#### [具体的な施策]

広域的な地域振興策として、「ものづくり」、「イメージづくり」、「安心づくり」及び「人づくり」に区分し、次の具体的な施策を展開していく。

##### (ア) ものづくり

この雲南地域の基幹産業は農業であり、特に米や和牛等は基幹作目として、地域の特産品となっている。

雲南地域の農業の振興を推進していくためには、これらの作目を中心として、特産品の生産・販売基盤を強化するとともに、花卉や野菜、果樹等の高収益型作目を開拓していく必要があると考えられ、広域連合としても、雲南農業振興協議会を始めとする関係機関により行われる農産物に係る特産品づくりを支援していくこととする。

また、農産物以外にも、銘木工芸やたら製鉄、陶芸などの伝統的な手芸品や地場産品を活用した製品などが作られており、こうした雲南地域の特性を活かした各種の特産品づくりについても支援していく。

平成9年度から広島市で開催されている「島根ふるさとフェア」に継続参加するとともに、従来、松江市で開催していた「ゆうきの里雲南よくばりフェア」については、購買力の大きい広島市内での開催を検討し、雲南地域の特産品等の販路拡大と雲南地域の観光PRに努める。

なお、広島市に雲南地域の情報発信基地としてのアンテナショップを開設することについて、関係町村及び関係機関と十分な協議を踏まえながら調査検討を行う。

近年、急速に進展する高度情報化にあわせ、インターネットを利用したホームページの開設等、ニューメディアを利用した特産品等の販売推進体制づくりについて調査研究を行う。

#### (イ) イメージづくり

雲南地域のイメージを視覚的に伝えるためのキャッチフレーズ「旬を感じ 生命を育むゆうきの里雲南」を印象的に表現するロゴマークを作成し、そのロゴマークをパンフレットや広報紙はもとより、あらゆる機会を通じて統一的に使用することにより、雲南地域全体のイメージを圏域内外にPRしていく。

現在、仁多郡及び大原郡に「奥出雲観光協会」が、飯石郡に「飯石観光協会」が組織されているが、この組織の統合化を働きかけ、観光協会を中心とした広域的な観光キャンペーンを展開し、この地域のイメージアップを図る。

そのために、広く地域住民から雲南をイメージするマスコット、キャラクター等の募集を行い、地域に密着したイメージづくりに努める。

また、この地域では、近年、奥出雲おろちループをはじめとして、新しい観光施設や体験施設の整備が進められている。これらの観光資源を活かした広域観光を展開するため、滞在型の観光ルートマップや新たな観光パンフレットを作成し、大切な資源である豊かな自然と共に存した地域のイメージづくりを推進する。

現在、関係町村及び地域のケーブルテレビ局と共同して、テレビを利用したコマーシャル放送「発見！まるごと奥出雲」を広島県内の民間放送局で放映している。この番組は、毎週日曜日の夕方、レギュラー番組として関係町村の様々なイベントや観光地等を紹介するもので、県外に強く雲南のイメージを印象付けるものとなっている。

この事業を継続するとともに、他の都市圏へもニュースメディアを活用して雲南のイメージをPRする。

また、新たに、JR西日本、島根県及び鳥取県を中心として進められてきた「山陰印象派キャンペーン事業」に参加し、県内の他の広域圏域と連携して山陰や島根及び雲南のイメージづくりを行い、京阪神等からの観光客の誘致を図っていく。

平成11年度から、広域連合及び広島県三次市を中心とする備北地域15市町村が新たに加入し、それまでの浜田自動車道沿線の市町村等で構成されていた「神楽観光ルート協議会」が「広島・島根観光連携協議会」に改組された。

これは、将来の中国横断自動車道尾道松江線を見据えたものであり、広域連合では、今後、同協議会の事業に参画するとともに、広島県備北地域との広域観光にも取り組むこととする。

#### (ウ) 安心づくり

地域の基盤整備の中心となるのは道路整備である。

しかし、国の行財政改革により、単独町村での道路整備補助事業の採択要件が一段と厳しくなってくるものと見込まれる。

現在、整備工事中の中国横断自動車道尾道松江線の宍道インターチェンジから（仮称）三刀屋町までの間は、平成14年度に開通が予定されている。また、（仮称）三刀屋インターチェンジから広島県の（仮称）高野インターチェンジまでの間は、平成20年代前半の開通が予定されているところであり、今後、中国横断自動車道尾道松江線にアクセスする道路、市町村を結ぶ道路、県境を越えて結ぶ道路等の幹線

道路について、関係町村と十分な協議を行い、「広域道路網整備計画」を策定し、その整備促進を側面から支援する。

過疎化の急速な進行や自動車の普及により民間事業者のバス路線が廃止されてきたこの雲南地域においては、高齢者の通院、児童や生徒の通学等の方法として、町村が独自で町村営バスやスクールバスを運行して住民の要望に応えている。

しかしながら、国道や主要地方道を運行しているバス路線についても、利用者の減少に伴い、減便又は廃止が検討されており、住民の要望に対応した交通機関の確保は、ますます困難となる状況にある。

なお、一部の自治体では、隣町へのバスの乗り入れを実施しているが、今後は、関係町村と十分な協議を行い、町村間を越えた広域的なバス運行を計画する必要がある。

のことから、現在、運行されている町村営バスについて、広域的に地域住民が利用する医療施設への通院や学校への通学などに合わせた路線及びダイヤづくりを関係町村と協議を行い、調整を行うとともに、民間事業者のバス路線の廃止等については、住民の利便性を確保するため、関係町村と協議を行い、連携して対応していくこととする。

雲南地域の鉄道は、JR木次線が山陰本線宍道駅から分岐し、大原郡及び仁多郡の各町を経由して広島県備後落合に至っており、沿線住民の通勤や通学等に大きな役割を果たしているが、路線バスと同じく利用者の減少という切実な問題に直面している。

このため、JR西日本や関係町村等により木次線の利用を促進するための各種の取組が実施されてきており、最近では、平成10年4月からトロッコ列車「奥出雲おろち号」が運行され、木次線の利用促進と奥出雲の観光振興が図られている。

広域連合においても、JR西日本や関係町村等と連携し、木次線の利用を促進し、その活用を図るための取組を推進していく。

高度情報社会に対応した情報通信方法として、関係町村のうち6町においてケーブルテレビ局が既に開設されており、他の町村において

も具体的な事業の推進または検討が進められている。

また、国道54号の全線（広島市～八東郡宍道町）に国土交通省が光ファイバーケーブルを敷設できる情報ボックス（CCBOX）を設置中であり、近々、竣工が予定されている。

さらに、県管理の国道314号においても年次計画で情報ボックスの整備が行われている。

こうした雲南地域における高度情報社会に対応した基盤整備が進む中で、平成12年度には、国の補助事業を受けて、広域連合と加茂町・木次町・三刀屋町・仁多町の4町の間を光ファイバーケーブルを利用して回線を接続し、介護保険に係る情報の交換を開始した。

今後は、その他の町村についても、関係町村との協議を踏まえ、情報ボックスの利用を検討し、光ファイバーケーブルを利用した情報ネットワーク化を推進していく。

また、情報の共有化、地域情報等の発信を促進するためには、ケーブルテレビ局のネットワークづくりが必要と考えられ、広域連合としても、高度情報社会に対応した、雲南地域の情報ネットワーク化を推進するために調査研究を実施し、積極的な支援を行うものとする。

現在、単独の町村で行っている行政事務の電子計算処理の共同化について、住民基本台帳法の改正、戸籍事務の電算化等にあわせ、「雲南情報センター（仮称）」の設置を含めて検討を行う。

障害のある人が、その住み慣れた地域で自立した生活ができ、障害のない人と同様に活動できる社会の実現をめざし、県では、「しまね障害者プラン」（平成9年度から平成13年度までの5年間を計画期間とする。）を策定するとともに、7つの障害保健福祉圏域を設定し、圏域の実状に応じた施策を推進することとされている。

この地域も、独立した障害保健福祉圏域として設定されており、関係町村は、これまで県と連携を図りながら障害者施策に取り組んできたが、他圏域に比較して、障害者へのサービス提供が不足しているのが現状である。

また、障害者関係の地方分権が平成14年度及び平成15年度に実施されることとなっており、関係町村は、早急にサービスの供給体制の整備に取り組む必要がある。

しかしながら、サービスのすべてを単独町村で整備することは、需要等の面から効率的ではなく、関係町村が協議を行い、広域的に対応していくことが必要と考えられる。

このため、広域連合では、関係町村及び県と連絡調整を図り、雲南圏域障害者プランに掲げられた圏域目標を基礎としつつ、圏域の実状を踏まえて定められる現実的なサービスの整備目標について、その設定及び達成に向けての支援を行うものとする。

#### (エ) 人づくり

芸術や文化的な行事に触れる機会の少ないこの地域の住民を対象として、各種講演会や文化講座の開設等を計画的に実施する。

また、児童や生徒の健全育成を図り、この地域への愛着を育むため、雲南地域を単位とした、児童や生徒のスポーツ交流会の開催、芸術文化発表会の開催などを検討する。

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現が、21世紀の我が国の最重要課題と位置付けられている。

このため、広域連合においても、この地域における男女共同参画社会の実現に向けて、講演会の開催等の啓発活動に取り組むとともに、関係町村や関係機関等において行われる施策や活動を支援していくものとする。

過疎化、高齢化の進むこの地域では、若者の定住化は最も重要な課題である。

広域連合では、定住促進事業の一環として、「広報うんなん広域連合」を活用し、この地域の就職情報等の提供を行う。

また、ハローワーク（職業安定所）や関係機関と連携を図り、U・J・Iターンを促進するため、帰省する人の多い盆と正月における就職相談会の開設を検討する。

地方分権の進展という大きな流れの中で、高度化、専門化、さらには、広域化する行政に的確に対応していくためには、その行政を担う町村職員がその流れを的確に把握し、かつ、多様化する地域住民のニーズに的確に対応することが重要であり、職員の意識改革と資質の向上を図る必要がある。

また、情報公開条例の制定等により、職員の事務に対する責任の度合いが大きくなっている。

のことから広域連合では、広域的に次の町村職員研修を関係町村と協議して行う。

(A) 採用職員実務研修

町村の新規採用職員の行政事務に係る実務研修

(B) 広域行政研修

広域行政に係る研修

(C) 専門研修

専門的な知識を得る研修

また、町村行政の相互理解を深め、職員の資質向上を図るため、この地域における町村間の職員相互交流事業について、関係町村と十分な協議を行い、実施を検討する。

国際化の進展に伴い、この地域においても、国際交流員として、さらには、中学校での英語指導などのために、多くの外国青年が招致されている。また、小中高校生及び青年を対象とした海外派遣事業が実施されている。

外国青年の招致事業の広域運営、関係町村が独自で実施している海外派遣事業の広域実施等について、関係町村と協議を行い検討していく。

また、国際交流員である外国青年や中学校での英語指導などのため  
に招致されている外国青年の交流会の実施を検討する。

## 2 介護保険の実施に係る基本方針に関すること

### (1) 経緯

島根県は全国一の高齢県であり、その中でもこの地域は、特に過疎化、高齢化が急速に進行しており、構成町村10町村のうち6町村で高齢化率が30%を超えており、状況である。

現在、各町村で、保健、医療及び福祉が一体となった施策の展開が図られているが、その中でも特に医療供給体制は、公立病院を中心として整備されてきているものの、なお十分でない状況である。

保健及び福祉施設は、各町村共に早くから施設整備に力を入れてきましたため、ある程度充足しているが、マンパワーの不足、サービス供給体制のあり方、財政的な問題等課題は多く、地域住民のニーズに応えられる施策の展開を図っていく必要がある。

平成9年に介護保険法が成立したが、とりわけ小規模な町村が多いこの地域においては、町村が単独で介護保険を運営する場合、事務処理に必要な職員の配置や専門職種の確保などが困難であること、財政規模が小さいことにより保険財政が不安定となること、地域内の隣接する町村間の保険料水準に格差が生ずることなどが予測され、さらには、県下の市町村を9圏域に分け、介護保険事業を支援するという県の方針もあり、関係町村で広域的な取組を検討した結果、広域連合を設立し、保険者を一元化して、共同実施することとした。

なお、関係町村で共同して行う介護保険の基本的な合意事項は、次のとおりである。

- (ア) 保険財政及びその他の事務については、雲南圏域が一体となり広域的に実施する。
- (イ) 介護認定審査会事務については、雲南圏域が一体となり実施する。

(ウ) 介護保険サービス等については、雲南圏域の10町村が一体となり整備、調整を進める。

(エ) 町村介護保険事業計画については、総合的なサービス基盤の強化を図るため、雲南地域の特性を踏まえた共通の方針のもとに策定する。

この基本的な合意事項を踏まえて、平成11年10月から要介護認定審査業務を開始するとともに、平成12年4月からスタートする介護保険の本格的実施に向けて準備を進めてきた。

## (2) 現状と課題

この地域では、介護サービスの基盤が十分に整っていない地域もあり、サービスの質量の不均衡が生じている。また、すべてのサービス基盤をそれぞれの町村で整備することは困難な状況にあり、他町村のサービスを利用せざるを得ない実態がある。

このため、どの地域においても利用者の選択によって適切な介護サービスが提供される仕組みを確立し、必要なサービスの量と質の高いサービスを確保する必要がある。

介護保険法の趣旨である要介護状態の軽減や悪化の防止、さらには、要介護状態となることの予防を図っていくためには、関係町村が行う介護予防事業や生活支援事業の推進はもとより、介護サービスにおいても、要支援者や要介護者を早期に把握し、要介護状態の軽減や悪化の防止につながるサービスを早期に提供していく必要がある。また、要介護状態となっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切な介護サービスが提供されなければならないものであり、そのためには、居宅サービスを充実させるとともに要介護者等の能力が十分に活かされる居住環境を整える必要がある。

痴呆症の高齢者の増加は、高齢社会の進展に伴い最も懸念されている社会的関心事の一つであるにも関わらず、物心両面でその対応が遅れている現状であり、高齢者はもとよりその家族も不安な生活を余儀なくされている実態は少なくない。このため、痴呆性高齢者の人権が尊重される地域づくりとともに、介護保険事業においても、痴呆症の特性を踏まえた適切な介護サービス基盤の確保策を講ずる必要がある。

要介護者等が自ら必要なサービスを選択し、適切なサービスが円滑に提供されるためには、介護保険制度や介護サービスに関する的確な情報が利用者に提供される体制と利用者が相談しやすい体制をつくる必要があるとともに、介護サービス事業者相互間の連携が不可欠である。

また、関係町村が介護保険事業を共同実施するこの地域においては、関係町村の住民や被保険者の意見を反映した事業運営を行うとともに、関係町村と広域連合の役割を明確にし、それぞれの責務を果たすことが重要であり、住民の利便性に配慮した、適正で効率的な事務処理の推進が必要である。

### (3) 今後の方針と施策

#### [基本方針]

この地域では、広域連合、関係町村、介護サービス事業者及び住民が連携して、要介護状態となることを予防し、要介護状態になんでも、安心して住み慣れた地域や家庭で自立して生活を送ることができるよう、介護サービスの提供体制の確保と充実を図ることとする。また、高齢者ひとり一人の意思が尊重され、その状態に応じた適切なサービスを受けることができる仕組みを地域全体で構築する。

特に、介護保険の保険者が一元化されたこの地域では、住民が行う介護サービスの利用において、地域間で不均衡が生じないようにしなければならない。

このため、関係町村の整備水準に格差があり、利用が比較的広範囲に及ぶ施設サービスは、この地域全域を単位として基盤整備を推進することとし、居宅サービスは、利用者が居住地に近いところでサービスを受ける必要があることから、中核病院に位置付けられ、医療サービスの拠点となる公立病院を核とする、「仁多サブ圏域」（仁多町、横田町）、「大原外2町村サブ圏域」（大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村）、「飯南サブ圏域」（掛合町、頓原町、赤来町）の三つの圏域（サブ圏域）を単位にサービスの基盤整備を推進する。

介護保険の実施に係る具体的な施策は、平成12年3月に策定した「雲南地域介護保険事業計画」（事業計画の期間は、平成12年4月1日から平成17年3月31日までの5年間とし、3年後の平成14年度に必要な見直しを行う。）に基づき展開する。

#### [具体的な施策]

具体的な施策は、次のとおりである。

##### (ア) 介護サービス基盤の整備と充実

施設サービスは全域的に、居宅サービスはサブ圏域ごとにサービス量を確保することにより、サービスの利用に地域間格差が生じないような基盤整備を推進する。

そのため、関係町村の介護保険担当課長で構成する「雲南地域介護保険調整会議」で、基盤整備の推進策や調整方法などを検討する。

また、サブ圏域の基盤整備の推進は、関係町村の介護保険担当課長と事業者で組織されている「サブ圏域介護保険サービス基盤整備推進協議会」において、サブ圏域内の介護サービスについての確保方策や調整方法を検討し、三サブ圏域の関係町村の介護保険担当課長で組織する「幹事会」（雲南地域介護保険調整会議と

同じ構成)で全域の総合調整を行うこととし、行政と事業者が連携してサービスの基盤整備を推進していく。

なお、介護保険制度では、サービスの質の向上や従事者の養成は事業者の責務であることから、事業者自らの取組を促すほか、平成11年度に結成された「雲南地域介護サービス事業管理者連絡会」において合同で行われる研修会等を積極的に支援するとともに、重点的な課題に関する研修会等は関係機関の協力を得て広域連合が直接実施することにより、質の高いサービスの確保に努める。

#### (イ) 要介護状態を予防する施策の推進

要支援者や要介護者を早期に把握し、早期に適切なサービスを提供する仕組みをつくるため、関係町村はもとより町村の「地域ケア会議」や関係機関において情報収集に努め、介護サービスをはじめ、町村独自施策による介護予防に資するサービスが提供できる施策を推進する。また、必要があれば、地域ケア会議や雲南地域介護保険調整会議においてサービスを調整することとし、これらの組織における活動の強化を図る。

要介護状態の軽減や悪化の防止、さらには、要介護状態になることの予防を図っていくためには、地域リハビリテーション体制の整備が不可欠であり、サービス計画を作成する介護支援専門員はもとより、介護サービス従事者が地域リハビリテーションの一役を担っていることを十分認識し、必要なサービスを提供していく必要がある。このため、広域連合では、介護支援専門員及びサービス従事者等を対象とした地域リハビリテーションに関する研修を計画的に実施する。

#### (ウ) 在宅生活を可能にする施策の推進

要介護者等が身近な地域で適切な居宅サービスを受けることができるよう、それぞれの関係町村の居宅サービスについて、基盤を確保するための調整や質の向上を図るための支援を行うこととする。

介護給付の対象となる住宅改修や福祉用具の活用を促進するため、広報啓発活動による情報提供や相談窓口での資料提供などに努めるとともに、介護支援専門員をはじめとするサービス従事者等への働きかけなどの取組を進める。

#### (エ) 痴呆性要介護者へのサービスの充実

人権の尊重を基本とし、保健、医療及び福祉をはじめとするあらゆる関係者が連携して痴呆症に対する住民の理解を深め、痴呆症の予防や初期症状の段階からの介護サービスの提供を促進するとともに、関係町村と連携して通所介護サービスでの受入体制の確保及び痴呆対応型共同生活介護施設（グループホーム）などの介護サービス基盤の整備を推進する。

雲南地域介護サービス事業管理者連絡会などの組織を活用して、事業者や従事者への痴呆症に関する研修を実施することにより、介護支援専門員やサービス従事者の専門性を高め、適切な援助ができる体制づくりを進めていく。

#### (オ) サービスが円滑に提供できるための体制づくり

広域連合は、県及び関係町村やサービス事業者と連携することにより積極的な情報収集に努め、直接的な広報活動を実施するほか、関係町村や事業者を通じて、利用者が必要とする情報を的確に提供するとともに、相談及び援助の希望に応じることのできる

体制を整備する。

介護サービス事業者が自らのサービスだけでは利用者の希望に応じられない場合は、他の事業者等への紹介が義務付けられており、この地域では、サービス事業者で組織された雲南地域介護サービス事業管理者連絡会において、サブ圏域ごとにサービス調整会議を設け、サービスの連絡調整を行うこととしている。広域連合では、これら事業者間の情報連携や調整が円滑に行われるよう支援していく。

介護保険制度では、保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されることが求められており、介護保険の給付対象サービスだけでなく地域の実状にあったサービスを提供し、地域で支え合うことが重要であることから、関係町村に設置する地域ケア会議をその町村における調整機能の核として位置付け、その中で生ずる広域的な課題と総合的な調整は、雲南地域介護保険調整会議が担うこととする。

#### (カ) 適正で効率的な事務処理の推進

介護保険事業の実施に当たっては、雲南地域介護保険調整会議のほか、「雲南広域連合介護保険事業計画審議会」において評価分析を行い、その内容を反映させることにより、住民参加による地域の実態を踏まえた運営に努めるものとする。

また、介護保険法においては、サービスの内容に関する苦情処理機関として、「島根県国民健康保険団体連合会」が位置付けられており、要介護認定及び保険料の賦課徴収などに関する不服申立てのための機関としては、「島根県介護保険審査会」がある。

しかしながら、保険者である広域連合や関係町村、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等の関係機関も第一次的な苦情等受付

機関として、利用者に対して適切な対応をしなければならない。さらに、関係町村の在宅介護支援センターや社会福祉協議会及び民生委員などの相談窓口においても、介護保険制度の相談や苦情に対応できるようにすることが適当であり、今後は、その体制づくりを推進していく。

多量で複雑多岐にわたる介護保険事務を正確かつ公平に処理し、住民の利便性を確保するとともに事務処理に係る負担を軽減するため、各種申請、届出等の手続など直接住民に関わる事務及び被保険者に関する住民データの把握は関係町村の事務として残し、広域的に処理することが効率的である事務は可能な限り広域連合が分担して、関係町村との緊密な連携のもとに適正で円滑な事務処理を推進する。

### 3 広域的に行う事務の調査研究に関するこ

#### (1) 経緯

行政の近代化は、行政を担当する職員の意識改革は当然のことであるが、行政機構の改善が最も重要である。

平成13年1月には、国の省庁再編が行われ、新しい行政機構がスタートした。。

国では、地方分権の推進、市町村合併及び広域行政の推進等が論議されており、また、県においても、市町村合併を含めた今後の地方分権のあり方が協議され、ますます広域的なシステムでの行政運営が求められている。

雲南地域においては、効率的な行政運営と簡素化を図るため、合併を前提としない広域連合を設立し、介護保険の推進を中心に広域行政に取り組んでいる。

なお、近年、日常生活圏の拡大、価値観の多様化、少子・高齢化、過疎化等が進む中で、住民の多様で広域的なニーズに対応するため、広域的に行うことのできる行政事務への対応が急務とされている。

#### (2) 現状と課題

現在、地方分権や広域的な諸課題に柔軟に対応することが求められている。

広域連合は、地方分権の受け皿として、町村事務の簡素化及び経費節減に重要な役割を果たすこととなる。

また、人口規模の小さい町村では、あらゆる職種の事務を職員が兼務して行っている現状であり、地方分権の推進により専門性が必要とされる新たな事務が生じたときは、職員の増員等経費の増大につながることとなる。関係町村間では、行政システムや広域行政への取組などにおいて違いがあることから、広域的に行う事務の調査研究については、今後、関係町村と十分な協議を行い、実施していく必要がある。

### (3) 今後の方針と施策

住所地町村で提供されている各種の行政サービスが雲南地域の他の町村においても受けられる広域的なシステムの調査研究、特に住民と直接関係する事務の電子計算機処理の共同化の調査研究を行う。そのための機関として、関係町村及び広域連合の職員で組織する「雲南広域事務検討会（仮称）」を設置する。

また、今後の地方分権の進展及び事務の権限委譲の拡大に伴い、町村においても専門性を有する職種の職員の養成が必要になるものと考えられる。専門性が必要とされる事務についても、広域連合における共同事務処理の可能性を検討し、あらゆる角度から、調査研究を行っていくものとする。

関係町村及び関係機関との連携を図り、研究会、講演会等を通じて、次の事項に関する調査研究を進め、広域連合として処理することが適切な事項については、積極的な対応を図ることとする。

- (ア) 地方分権に関すること。
- (イ) 広域的な観光振興に関すること。
- (ウ) 広域的な地域情報化に関すること。
- (エ) 広域的な保健福祉に関すること。
- (オ) その他広域的にわたる重要な課題で広域連合長が別に定める事項に関すること。

## 雲南広域連合広域計画の概要

### 1 広域計画策定の趣旨

雲南広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、雲南広域連合（以下「広域連合」という。）の事務に関し、雲南広域連合規約（以下「規約」という。）第5条に掲げる次の項目について、広域連合が処理する事務と広域連合を構成する町村（以下「関係町村」という。）が、相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務を総合的かつ計画的に処理するために策定する。

- （1）ゆうきの里雲南基本構想に関すること。
- （2）介護保険の実施に係る基本方針に関すること。
- （3）広域的に行う事務の調査研究に関すること。

### 2 広域計画の役割

広域計画は、関係町村の基本構想等と調和を図りながら、広域連合と関係町村が処理する事務を明確にし、また、広域連合の事務と関係町村の広域的・事務の総合的かつ計画的な処理とその連絡調整を行うための広域計画とする。

### 3 広域計画の区域

規約第3条で規定する広域連合の区域（関係町村の区域）とする。

### 4 広域計画の期間及び変更

広域計画の期間 平成12年度から平成16年度までの5年間とする。

広域計画の見直し 上記の計画期間の満了前に見直しを行い、その後5年間を計画期間とする新たな広域計画を策定する。

広域計画の変更 雲南広域連合長が必要と認める場合に、雲南広域連合議会の議決を経て行う。

## 5 広域計画の掲載区分

1に掲げる項目について、「経緯」、「現状と課題」及び「今後の方針と施策」に区分して掲載する。

(＊ この概要においては、「経緯」を省略した。)

## 6 広域計画の具体的な内容

ア) ゆうきの里雲南基本構想に関すること

### 【現状と課題】

- ・ ゆうきの里雲南基本構想は、創設をめざしている雲南地区広域市町村圏の広域行政圏計画及びふるさと市町村圏計画の基礎的な構想となるものである。
- ・ 広域連合が事業を行う区域は広範囲であり、経済圏域等も多様化しており、ゆうきの里雲南基本構想の実践に当たっては、関係町村との十分に協議を行う必要がある。
- ・ 地域内に14の一部事務組合が設置されているが、今後の地方分権の進展にあわせ、その複合化、統合化を推進する必要がある。
- ・ 雲南地区広域市町村圏の創設に向けた条件が整備されており、今後は、松江地区広域市町村圏及び出雲地区広域市町村圏と密接な連携を図りながらも、独立した雲南地区広域市町村圏を創設するとともに、ふるさと市町村圏の指定を受けて、雲南地域の広域的地域振興策を推進していくことが重要である。

### 【今後の方針と施策】

(基本方針)

- ・ 住民アンケートや住民懇談会等を実施するとともに、関係町村等を通じて、住民ニーズの把握に努め、地域に密着した広域連合の運営を行う。
- ・ 一部事務組合の複合化、統合化を図るため、関係町村担当課長や一部事務組合の職員等で組織する「雲南地域一部事務組合統合化調査検討幹事会」を設置し、調査検討を行う。

- ・ 関係町村及び一部事務組合と十分な協議を行い、協議の整った一部事務組合からこの広域計画期間のうちに広域連合への複合化、統合化を図る。
- ・ 雲南地区広域市町村圏の創設及びふるさと市町村圏の指定は、平成13年4月をめざすこととし、関係町村、国や県等と協議を行い、その準備を進める。
- ・ 広域行政圏計画及びふるさと市町村圏計画は、ゆうきの里雲南基本構想をもとに、関係町村と十分な協議を行い、策定する。

(具体的な施策)

(A) ものづくり

- ・ 雲南農業振興協議会を始めとする関係機関により行われる農産物に係る特產品づくりや伝統的な手芸品などの雲南地域の特性を活かした各種の特產品づくりを支援する。
- ・ 「島根ふるさとフェア」に継続して参加する。
- ・ 広島市内での特產品販売フェアの開催を検討する。
- ・ 情報発信基地としてのアンテナショップの開設（広島市）に向けた調査検討を行う。
- ・ ニューメディアを利用した特產品等の販売体制づくりについて調査研究を行う。

(B) イメージづくり

- ・ ロゴマークを作成し、それを統一的に使用することにより、雲南地域全体のイメージを圏域外にPRしていく。
- ・ 「奥出雲観光協会」と「飯石観光協会」の統合化を働きかけ、観光協会を中心とした観光キャンペーンを実施する。また、そのためには、住民からマスコットやキャラクター等の募集を行う。
- ・ 観光ルートマップや観光パンフレットを作成する。

- ・ 広島県内のテレビコマーシャル放送（町村の観光地紹介、イベント紹介番組）を継続放映するとともに、他の都市圏へもニューメディアを利用し、雲南のイメージをPRする。
- ・ 山陰印象派キャンペーン事業に参加する。
- ・ 「広島・島根観光連携協議会」に参加し、広島県備北地区との広域観光に取り組む。

(C) 安心づくり

- ・ 中国横断自動車道尾道松江線にアクセスする道路、市町村を結ぶ道路及び県境を越えて結ぶ道路等の幹線道路について、「広域道路網整備計画」を策定し、関係町村の道路整備を側面から支援する。
- ・ 関係町村で運行されている町村営バスについて、住民の広域的な利用に合わせた路線やダイヤづくりの調整を行うとともに、民間事業者のバス路線の廃止等については、関係町村と連携して対応していく。
- ・ JR西日本や関係町村等と連携し、JR木次線の利用を促進し、その活用を図るための取組を推進する。
- ・ 広域連合と関係町村間において、光ファイバーケーブル等を利用した情報ネットワーク化を推進するとともに、ケーブルテレビ局のネットワークづくりについて調査研究を実施し、支援を行う。
- ・ 町村において単独で処理されている行政事務の電算処理について、「雲南情報センター（仮称）」の設置を含めて、検討をする。
- ・ 県の雲南圏域障害者プランの具体的推進について支援を行う。

(D) 人づくり

- ・ 住民を対象とした各種講演会や文化講座等を開設をする。
- ・ 雲南地域を単位とした、児童や生徒の文化・スポーツ交流会等の開催を検討する。

- ・ 男女共同参画社会の実現に向け講演会等の啓発活動に取り組むとともに、関係町村等の施策を支援する。
- ・ 「広報うんなん広域連合」を活用し、雲南地域の就職情報等の提供を行う。
- ・ ハローワーク等との連携を図り、U・J・Iターンを促進する就職相談会の開催を検討する。
- ・ 町村職員研修を実施する。
  - 採用職員実務研修
  - 広域行政研修
  - 専門研修
- ・ 関係町村間の職員相互交流事業の実施を検討する。
- ・ 外国青年招致事業の広域運営を検討する。
- ・ 青少年や児童・生徒を対象とした海外派遣事業の広域実施を検討する。
- ・ 外国青年の交流会の実施を検討する。

#### イ) 介護保険の実施に係る基本方針に関すること

##### 【現状と課題】

- ・ 介護サービスの基盤が十分でない地域もあり、サービスの質量の不均衡が生じている。
- ・ 利用者の選択によって適切な介護サービスが提供される仕組みを確立し、必要なサービスの量と質の高いサービスを確保する必要がある。
- ・ 要介護状態となつても、可能な限り居宅において日常生活を営むことができるよう、居宅サービスを充実させるとともに、居住環境を整える必要がある。
- ・ 痴呆性高齢者については、その特性を踏まえた適切な介護サービス基盤の確保策を講ずる必要がある。
- ・ 要介護者等の選択に応じて、適切なサービスが円滑に提供されるため

には、介護サービス等に関する情報が利用者に提供される体制と利用者が相談しやすい体制をつくる必要があるとともに、介護サービス事業者間の連携が不可欠である。

- ・ 関係町村の住民や被保険者の意見を反映した介護保険事業の運営を行うとともに、住民の利便性に配慮した、適正で効率的な事務処理の推進が必要である。

## 【今後の方針と施策】

### (基本方針)

- ・ 施設サービスは、雲南地域全域を単位として基盤整備を推進する。
- ・ 居宅サービスは、利用者が居住地に近いところでサービスを受ける必要があることから、医療サービスの拠点となる公立病院を核とする次の三つの圏域（サブ圏域）を設定し、サービスの基盤整備を推進する。

仁多サブ圏域（仁多町、横田町）

大原外2町村サブ圏域（大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村）

飯南サブ圏域（掛合町、頓原町、赤来町）

- ・ 介護保険の実施に係る具体的な施策は、平成12年3月に策定した「雲南地域介護保険事業計画」に基づき展開する。

### (具体的な施策)

#### (A) 介護サービス基盤の整備と充実

- ・ サービスの利用に地域間格差が生じないような基盤整備を推進する。
- ・ 関係町村の介護保険担当課長で構成する「雲南地域介護保険調整会議」で基盤整備の推進策、調整方法などを検討する。
- ・ サブ圏域の基盤整備の推進は、関係町村の介護保険担当課長と事業者で組織する「サブ圏域介護保険サービス基盤整備推進協議会」

で検討し、全域の総合調整は、関係町村の介護保険担当課長で構成する「幹事会」で行う。

- ・ 「雲南地域介護サービス事業管理者連絡会」において、合同で行われる研修会等を積極的に支援するとともに、重点的な課題に関する研修会等は広域連合が直接実施する。

(B) 要介護状態を予防する施策の推進

- ・ 関係町村や「地域ケア会議」等において情報収集に努め、介護サービスをはじめ、町村独自施策による介護予防に資するサービスが提供できる施策を推進する。
- ・ 介護支援専門員及びサービス従事者等を対象とした地域リハビリテーションに関する研修を実施する。

(C) 在宅生活を可能にする施策の推進

- ・ 関係町村の居宅サービスについて、基盤を確保するための調整や質の向上を図るための支援を行う。
- ・ 住宅改修や福祉用具の活用を促進するため、広報啓発活動等による情報提供や相談窓口での資料提供などに努めるとともに、介護支援専門員への働きかけなどの取組を進める。

(D) 痴呆性要介護者へのサービスの充実

- ・ 関係者が連携して、痴呆症に対する住民の理解を深め、痴呆症の予防や初期症状の段階からの介護サービスの提供を促進する。
- ・ 関係町村と連携して、通所介護サービスでの受入体制の確保及び痴呆対応型共同生活介護施設（グループホーム）などの介護サービス基盤の整備を推進する。
- ・ 事業者や従事者への痴呆症に関する研修を実施し、その専門性を高め、適切な援助ができる体制づくりを進める。

(E) サービスが円滑に提供できるための体制づくり

- ・ 積極的な情報収集に努め、直接的な広報活動を実施するほか、関係町村や事業者を通じて、利用者が必要とする情報を的確に提供する。
- ・ 利用者からの相談及び援助の希望に応じることのできる体制を整備する。
- ・ 関係町村に設置する地域ケア会議は、その町村における介護サービスばかりでなく、それ以外のサービスについても調整を行うものとし、広域的な課題や総合調整等は、雲南地域介護保険調整会議が担うこととする。

(F) 適正で効率的な事務処理の推進

- ・ 介護保険事業の実施に当たっては、雲南地域介護保険調整会議及び「雲南広域連合介護保険事業計画審議会」において評価分析を行い、その内容を反映させることにより、住民参加による地域の実態を踏まえた運営に努める。
- ・ 広域連合は、関係町村、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等とともに、第一次的な苦情等受付機関として、利用者からの相談や苦情に適切に対応していく。また、関係町村の在宅介護支援センターや社会福祉協議会などの相談窓口においても、利用者からの相談等に対応できる体制づくりを推進する。
- ・ 介護保険事務の正確かつ公平な処理、住民の利便性の確保等を図るため、各種申請、届出等の手続や被保険者に関する住民データの把握は関係町村の事務とし、広域的に処理することが効率的な事務は、可能な限り広域連合が分担する。

ウ) 広域的に行う事務の調査研究に関すること

【現状と課題】

- ・ 広域連合は地方分権の受け皿として、町村事務の簡素化等の面で重要な役割を果たすこととなるが、関係町村間では、行政システムや広域行政への取組などにおいて違いがあることから、広域的に行う事務の調査研究については、関係町村と十分な協議を行い、実施していく必要がある。

【今後の方針と施策】

- ・ 住所地町村で提供されている各種の行政サービスが雲南地域の他の町村においても受けられる広域的なシステムの調査研究、特に電子計算機処理の共同化の調査研究を行う。そのための機関として関係町村及び広域連合の職員で組織する「雲南広域事務検討会（仮称）」を設置する。
- ・ 今後の地方分権の進展及び事務の権限委譲の拡大に伴い、町村においても専門性を有する職種の職員の養成が必要となるものと考えられ、専門性が必要とされる事務についても、共同処理に係る調査研究を行う。
- ・ 次の事項について、研究会、講演会等を通じて、調査研究を進める。
  - (A) 地方分権に関すること。
  - (B) 広域的な観光振興に関すること。
  - (C) 広域的な地域情報化に関すること。
  - (D) 広域的な保健福祉に関すること。
  - (E) その他広域的にわたる重要な課題で、広域連合長が別に定める事項に関すること。